

矢作川流域圏懇談会規約

第 1 条 (名称)

本会は、「矢作川流域圏懇談会」(以下、「流域圏懇談会」という。)と称する。

第 2 条 (目的)

流域圏懇談会は、矢作川流域圏に関係する各組織のネットワーク化を図るとともに、流域圏住民と関係者が交流を深め、流域圏一体化の取り組み、ならびに矢作川に係る河川整備について、情報共有・意見交換を行うことを目的とする。なお、流域圏懇談会の構成員は、調和のとれた矢作川流域圏の実現に向け、お互い協力・連携するものとする。

第 3 条 (活動内容)

流域圏懇談会は、次に掲げる活動を行う。ただし、法律で認められた権利の阻害等に直接結びつくと考えられる内容については、取り扱わないものとする。

- 1) 流域圏一体化の取り組み
 - (1) 課題についての情報共有を図る。
 - (2) 流域圏懇談会で取り扱う課題を整理する。
 - (3) 課題に対して、協働・連携した取り組みを意見交換する。
- 2) 矢作川に係る河川整備について
 - (1) 河川整備の進捗状況について、情報共有を図る。
 - (2) 河川整備の進め方等について、意見交換を行う。

第 4 条 (組織)

- 1 「流域圏懇談会」

「全体会議」、「地域部会」、「市民会議」で構成する。必要に応じて「ワーキンググループ(WG)」、「勉強会」を開催する。別表の民(個人、市民団体等及び関係団体)・学(学識経験者)・官(行政)で構成する。
- 2 「全体会議」

山・川・海の各部会で検討した課題やその解決手法を流域全体としてとりまとめ、情報一元化を行うとともに、その結果を各部会へフィードバックする。
- 3 「地域部会」

流域圏を山・川・海の 3 つに分け、それぞれの地域特性に応じた課題の明確化とその解決手法を話し合い、参加者の情報共有を図る。
- 4 「市民会議」

住民の視点から具体的な課題の提起や課題解決のアイデア出しなどを行い、地域部会への提案を行う。

5 「ワーキンググループ」

必要に応じて開催し、具体的な課題への対応や協議・調整を行う。

6 「勉強会」

必要に応じて民・学・官の構成員が活動内容の自主発表や意見交換・交流を行うとともに、課題の解決に向けた学習機会の提供を行う。

第5条（運営方法）

- 1 全体会議、地域部会、市民会議(以下、「全体会議等」という。)には、座長および副座長を置くこととし、構成員の互選によってこれを定める。なお、副座長については、複数名おくことができる。
- 2 座長に事故のあるときは、副座長が代行する。
- 3 全体会議等は、それぞれの座長が招集する。
- 4 座長及び副座長の任期は3年とし、その再任を妨げない。
- 5 全体会議等は、必要に応じて外部関係者の意見を聴くことができる。

第6条（流域圏懇談会の公開）

「全体会議」、「地域部会」、「市民会議」は、特定の個人及び団体の利害に関わるものを除き、原則的に公開とし、公開方針は別に定めるものとする。

第7条（事務局）

流域圏懇談会の事務局は、国土交通省豊橋河川事務所及び矢作ダム管理所におく。

第8条（雑則）

この規約に定めるものの他、流域圏懇談会の運営に関し必要な事項は、流域圏懇談会で定める。

附則

（施行期日）

この規約は、平成22年8月28日から施行する。